

特定非営利活動法人高知ダルク コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、この法人に適用又は適用の可能性のある法令、定款又は内部規程の遵守(以下「コンプライアンス」という。)の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス方針の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 この法人の役員及び職員(以下「役職員」という。)は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してコンプライアンスを最優先する。

(コンプライアンス責任者)

第3条 この法人のコンプライアンスにかかわる最高責任者は理事長とする。

2 理事長はコンプライアンス責任者を任命することができる。

3 コンプライアンス責任者が欠員の場合は理事長がこれにあたる。

4 コンプライアンス責任者は、コンプライアンス全般にかかわる事項を管轄し、コンプライアンスに関する各種方針を立案し、実施する責務を有する。

5 コンプライアンス責任者は、以下の事項を遂行する。

(1) コンプライアンス方針の検討及び実施

(2) コンプライアンス方針の実施状況のモニタリング

(3) コンプライアンス違反についての原因の究明

(4) コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の検討

(報告、連絡及び相談ルート)

第4条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス責任者に報告する。

2 不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を実施する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則 この規程は、令和5年1月28日から施行する。